

高年齢雇用継続給付制度のご案内

1 高年齢雇用継続給付制度の目的

「高年齢雇用継続給付制度」は、60歳以上65歳未満の一般被保険者で、原則として60歳時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働いている方に対して給付金を支給する制度です。

この制度は、65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的としており、給付金には、基本手当（失業したときに支払われる雇用保険の給付金）を受給しないで引続き雇用されている方を対象とする『高年齢雇用継続基本給付金』と、基本手当を受給し、再就職した時点での支給残日数が100日以上の方を対象とする『高年齢再就職給付金』があります。

2 支給要件は……

次の要件をすべて満たした場合に、支給されます。

- ① 60歳以上65歳未満の方で一般被保険者であること。
- ② 被保険者であった期間が通算して5年以上あること

(注)。

(注) 基本手当等の受給歴がある場合は、受給前の期間は通算できません。また、離職等による被保険者資格の喪失をした場合、新たな資格取得までの期間が1年以内であることが必要です。

- ③ 各暦月の賃金額が60歳時点に比べて75%未満に低下していること。
- ④ 各暦月の賃金額が386,922円（令和7年8月以降）未満であること。
- ⑤ 各暦月の全期間にわたって、育児休業給付・介護休業給付の支給対象となっていないこと。

☆ 高年齢再就職給付金の受給資格を満たすには、この他に、就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あることかつ、再就職手当を受給していないことが必要です。

3 支給される金額は……

- ① 各月に支払われる賃金額が60歳時点と比べて64%※1以下に低下したときは
各月の賃金額の10%※2相当額
- ②イ 各月に支払われる賃金額が60歳時点と比べて61%を超えて75%未満に低下したときは
(令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方)
 $183/280 \times \text{各月の賃金額} + 137.25/280 \times 60\text{歳時点の賃金月額}$
□ 各月に支払われる賃金額が60歳時点と比べて64%を超えて75%未満に低下したときは
(令和7年4月1日以降に受給資格を満たす方)
 $64/110 \times \text{各月の賃金額} + 48/110 \times 60\text{歳時点の賃金月額}$

◆給付金の早見表

60歳時点の賃金と各月に支払われた賃金額を比較し、その低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより給付金の支払額がわかります。

イ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方

低下率	支給率	低下率	支給率
75.0%以上	0.00%	68.0%	6.73%
74.0%	0.88%	67.0%	7.80%
73.0%	1.79%	66.0%	8.91%
72.0%	2.72%	65.0%	10.05%
71.0%	3.68%	64.0%	11.23%
70.0%	4.67%	63.0%	12.45%
69.0%	5.68%	62.0%	13.70%
		61.0%以下	15.00%

ロ 令和7年4月1日以降に受給資格を満たす方

低下率	支給率	低下率	支給率
75.0%以上	0.00%	68.0%	5.99%
74.0%	0.79%	67.0%	6.95%
73.0%	1.59%	66.0%	7.93%
72.0%	2.42%	65.0%	8.95%
71.0%	3.28%	64.0%以下	10.00%
70.0%	4.16%		
69.0%	5.06%		

(注1) 端数処理の関係で実際に支給される額と異なる場合があります。

- ③ 60歳到達時の賃金月額、算定した額が508,200円（令和7年8月以降）を超えるときは508,200円となります。また、算定した額が90,420円（令和7年8月以降）を下回るときは、90,420円となります。
- ④ 各月に支払われた賃金額と算定された支給額の合計額が386,922円（令和7年8月以降）を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。また、支給額が2,411円（令和7年8月以降）を超えないときは支給されません。

(注2) ③、④の金額は毎年8月1日に改定されます

※1 令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方は、61%となります。

※2 令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方は、最大15%となります。

4 受給できる期間は……

65歳に達する日の属する月までの期間について支給されます。ただし、高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数が200日以上の方は、就職の翌日から2年を経過した日の属する月まで、100日以上200日未満の方は、1年を経過した日の属する月までの期間について支給されます。

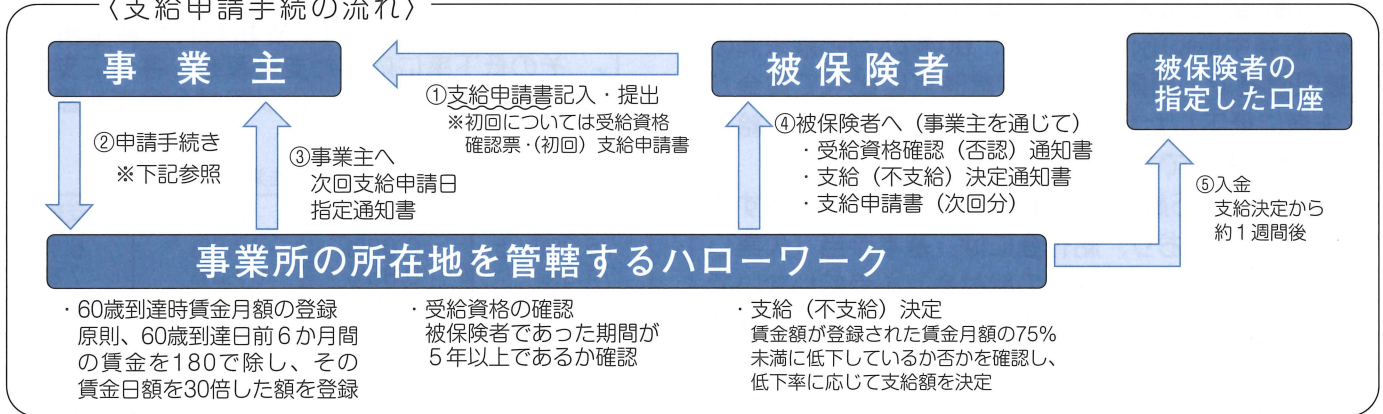
5 高年齢雇用継続給付と特別支援の老齢厚生年金（在職老齢年金）との併給調整

平成10年4月1日以降に特別支給の老齢厚生年金（在職老齢年金）の受給権が発生する方で、高年齢雇用継続給付を受給される方は、在職老齢年金の一部が支給停止されます。併給調整の詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

高齢雇用継続給付の受給手続

【高齢雇用継続基本給付金】

〈支給申請手続の流れ〉



いつ

初回支給申請…支給対象月の初日から起算して4か月以内
2回目以降…安定所長が指定する支給申請月(日)
※偶数月あるいは奇数月で指定することとなるため、2か月毎に申請していただくこととなります。

なにを

- (1) 「高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高齢雇用継続給付支給申請書」
- (2) 「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」
- (3) 住民票記載事項証明書、運転免許証の写し等、被保険者の年齢が確認できる書類
- (4) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等、届出書の記載内容を確認できる書類

どなたが

事業主または被保険者(原則として、事業主が提出)

※(1)・(2)・(3)については、受給資格等を確認するため、初回支給申請時のみ必要となります。また2回目以後の申請時には前回申請時に交付された高齢雇用継続給付支給申請書を提出していただくこととなります。
※(3)については、あらかじめマイナンバーを届け出ている場合、省略することができます。

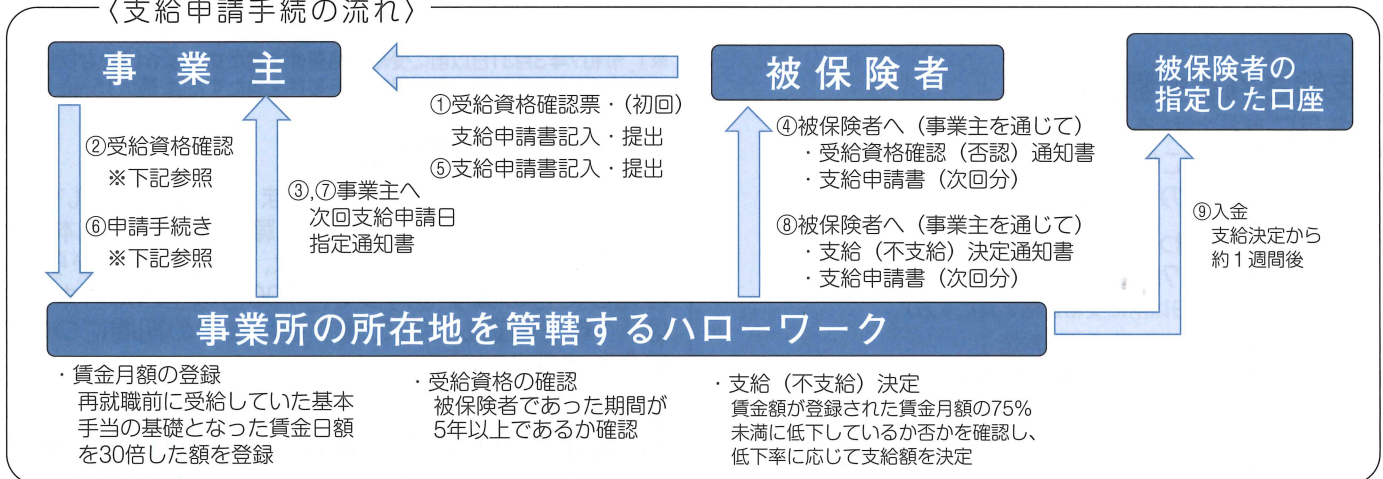
《事業主のみなさまへ》

雇用する労働者が60歳に到達し、あらかじめ受給資格の確認及び賃金月額の登録をしておきたい場合には、初回の支給申請前に受給資格確認票(注)と賃金証明書を管轄安定所に提出して照会いただくこともできます。

(注) この場合の受給資格確認票は、「高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高齢雇用継続給付支給申請書」の様式を使用し、受給資格確認の照会のために必要な事項を記載することにより行ってください。

【高齢再就職給付金】

〈支給申請手続の流れ〉



いつ

受給資格確認…再就職した日以後速やかに
初回支給申請…支給対象月の初日から起算して4か月以内(なるべく受給資格確認時に指定された支給申請月(日)に提出してください)
2回目以降…安定所長が指定する支給申請月(日)

なにを

- [受給資格確認時]
- (1) 「高齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高齢雇用継続給付支給申請書」
- [支給申請時]
- (1) 「高齢雇用継続給付支給申請書」
 - (2) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等、届出書の記載内容を確認できる書類

どなたが

事業主または被保険者(原則として、事業主が提出)